

登録制自転車置場利用登録基準

(平成17年1月21日付け目都道第719号 制定)

(令和6年9月17日付け目都管第7586号 改正)

(令和6年10月1日付け目都管第9207号 改正)

(令和7年10月9日付け目都管第3014号 改正)

(趣旨)

第1条 この基準は、目黒区自転車等放置防止条例（平成元年12月目黒区条例第42号）及び目黒区自転車等放置防止条例施行規則（平成2年3月目黒区規則第4号。以下「規則」という。）の規定に基づく登録制自転車置場の利用の登録の細目について定めるものとする。

(登録制自転車置場の利用の登録を受けることができる者の範囲)

第2条 規則第9条に規定する「通学」とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校への通学をいう。

第3条 規則第9条第1号に規定する「身体の障害その他の区長が別に定める事由」により自転車等の利用を必要とする者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年東京都民生局制定）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年3月東京都規則第94号）別表第1、別表第3、別表第4及び別表第5に掲げる疾病にかかっている者

2 規則第9条第2号に規定する「住居・勤務先等が当該登録制自転車置場の最寄りの駅の入口から600メートル以上離れている者」の「住居・勤務先等」には、満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である乳幼児（以下「乳幼児」という。）を預ける保育園等の施設を含むものとする。

3 前項の距離の算定に当たっては、住居から保育園等の施設までの距離と保育園等の施設から最寄りの駅の入口までの距離を合算して行うこととする。

(登録申請時の添付書類)

第4条 前条第1項各号に掲げる者は、規則第10条の規定により登録申請をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第1号に掲げる者 身体障害者手帳の写し
- (2) 第2号に掲げる者 愛の手帳の写し
- (3) 第3号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (4) 第4号に掲げる者 被爆者健康手帳の写し
- (5) 第5号に掲げる者 医療券の写し

2 前条第2項に規定する者が、規則第10条の規定により登録申請をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 区内保育園等に在園している乳幼児を預ける者 在園証明書等
- (2) 区内保育園等に入園予定の乳幼児を預ける者 入園手続き書類等の写し
- (3) 区外保育園等に在園している乳幼児を預ける者 在園証明書等
- (4) 区外保育園等に入園予定の乳幼児を預ける者 入園手続き書類等の写し

3 前項第1号及び第2号に規定する者において、目黒区で在園確認の調査を行うことに同意した場合は、書類の提出を不要とする。

第5条 規則第11条第2項の規定に基づき区長が別に定める基準は、次の各号の順序によるものとする。

- (1) 第1順位 規則第9条第1号に該当する者
- (2) 第2順位 規則第9条第2号に該当する者のうち、通勤、通学で利用する者であって公共交通機関を利用する区内に在住又は在勤する者
- (3) 第3順位 規則第9条第2号に該当する者のうち、通勤、通学で利用する者であって公共交通機関を利用する区外に在住又は在勤する者
- (4) 第4順位 規則第9条第2号に該当する者のうち、通勤、通学で利用する者であって公共交通機関を利用しない区内に在住又は在勤する者
- (5) 第5順位 規則第9条第3号に該当する者のうち、通勤、通学で利用する者であって公共交通機関を利用しない区外に在住又は在勤する者
- (6) 第6順位 規則第9条第3号に該当する者

2 前項の場合において、第2順位以下の者の数が登録定数の残余数を超えるときは、当該順位の者につき住居、勤務先等と当該登録制自転車置場の最寄りの駅の入口との距離が離れている者から順次利用登録者を決定する。

付 則 (平成17年1月21日付け目都道第719号)

この基準は、平成17年2月1日から施行し、平成17年4月1日以降の利用に係る登録分から適用する。

付 則 (令和6年9月17日付け目都管第7586号)

この基準は、令和6年11月1日から施行し、令和7年4月1日以降の利用に係る登録分から適用する。

付 則 (令和6年10月1日付け目都管第9207号)

この基準は、令和6年11月1日から施行し、令和7年4月1日以降の利用に係る登録分から適用する。

付 則 (令和7年10月9日付け目都管第3014号)

この基準は、令和7年11月4日から施行し、令和8年4月1日以降の利用に係る登録分から適用する。